

周術期管理チーム臨床工学技士に関する内規

2017年3月24日制定

2018年3月23日改定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）周術期管理チーム認定制度運営細則第9条の規定に基づき、この法人の周術期管理チーム臨床工学技士（以下、「管理チーム臨床工学技士」という。）認定制度の運用について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 管理チーム臨床工学技士とは、臨床工学技士免許を取得以降、手術室、周術期管理センターまたは集中治療部（救急部門含む）の臨床経験が3年以上あり、この法人が周術期管理に関する相当の知識と経験を有すると認められた者で、この内規に定める所定の審査に合格した者をいう。

(有効期間)

第 3 条 管理チーム臨床工学技士の有効期間は、登録された日から満3年間とする。

(認定の取消)

第 4 条 この法人は、管理チーム臨床工学技士が以下に掲げる事由に該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) 管理チーム臨床工学技士が認定の取消を申し出たとき
 - (2) 管理チーム臨床工学技士が更新の手続きをしなかったとき
 - (3) この法人の理事会が管理チーム臨床工学技士としてふさわしくないと認めたとき
- 2 この法人が、前項第3号の事由により認定を取り消すときは、この法人の常務理事会ならびに公益社団法人日本臨床工学技士会（以下、日本臨床工学技士会）は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第 5 条 管理チーム臨床工学技士の認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の臨床工学技士免許を有すること。
- (2) 臨床工学技士免許を取得後、手術室、周術期管理センターまたは集中治療部（救急部門含む）の臨床経験が3年以上であること。
- (3) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、この法人が主催、または共催する周術期管理チームセミナーに2回以上の参加実績があること。
- (4) 申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、日本臨床工学技士会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナーに1回以上の参加実績があること。

(申請)

第 6 条 管理チーム臨床工学技士の認定を受けようとする者は、この法人の認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- | | |
|--|-----|
| (1) 受験申請書 | 1 部 |
| (2) 臨床工学技士免許証の写し | 1 部 |
| (3) 職務経歴書 | 1 部 |
| (4) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 2 部 |
| (5) 日本臨床工学会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナー参加証明書の写し | 1 部 |
- 2 前項第 3 号に掲げる証明は、臨床工学技士長等が発行する職務経歴書とする。
- 3 管理チーム臨床工学技士の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
- 4 管理チーム臨床工学技士の認定審査料（受験料）は 10,000 円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されない場合は申請を無効とする。

(審査)

第 7 条 管理チーム臨床工学技士の認定審査は書類審査ならびに筆記試験とし、この法人の認定審査委員会が実施する。認定審査委員会が審査方法の変更・審査の追加が必要と認めた場合には、この法人の理事会に答申し、周術期管理チーム委員会は理事会の指示を受けて日本臨床工学技士会と協議の上、周術期管理チーム委員会が決定する。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日を経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料（受験料）は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定・登録)

第 8 条 認定審査委員会は、審査結果をこの法人の理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、審査委員会が指定する期日までに管理チーム臨床工学技士認定料（登録料）20,000 円を納付する。所定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の認定料（登録料）を納付した者を管理チーム臨床工学技士として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の認定料（登録料）は、いかなる理由があっても返還しない。

第 3 章 更新認定

(更新)

第 9 条 管理チーム臨床工学技士の認定資格の有効期間が終了し、引き続きこの資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新資格)

第 10 条 管理チーム臨床工学技士の認定の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に管理チーム臨床工学技士の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
- (2) 更新申請する年の3年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、教育セミナー等への参加実績があること。

(教育セミナー受講実績)

第11条 前条第2号に定める教育セミナー等への参加実績とは、下記の各号のすべてとする。

- (1) この法人が主催または共催する周術期管理チームセミナーに、2回以上参加していること
- (2) 日本臨床工学会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナーに1回以上の参加実績があること。

(更新申請)

第12条 管理チーム臨床工学技士資格の認定の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- (1) 更新申請書 1部
 - (2) 職務経歴書 1部
 - (3) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し 2部
 - (4) 日本臨床工学会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナー参加証明書の写し 1部
- 2 前項第3号に掲げる証明は、臨床工学技士長等が発行する職務経歴書とする。
 - 3 管理チーム臨床工学技士の認定の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年10月1日から11月15日までとする。
 - 4 管理チーム臨床工学技士の審査料(受験料)は10,000円とし、申請時に納付する。認定審査委員会が指定する期日までに振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

第13条 管理チーム臨床工学技士の更新審査は書類審査とする。

- 2 既納の審査料(受験料)は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第14条 認定審査委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、認定審査委員会が指定する期日までに管理チーム臨床工学技士認定料(登録料)20,000円を納付する。指定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を無効とする。
- 3 この法人の理事長は、前項の認定料(登録料)を納付した者を管理チーム臨床工学技士として登録し、認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の認定料(登録料)は、いかなる理由であっても返還はしない。

第4章 補 則

(内規の変更)

第15条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は 2017 年 3 月 24 日に制定し、2017 年 4 月 1 日から施行する。
2. 2017 年度、2018 年度新規申請にあたっては、それぞれ制度開始の暫定期間とし、第 5 条及び第 6 条を下記に基づいて運営する。

－2017 年度－

(申請資格)

第 5 条 管理チーム臨床工学技士の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の臨床工学技士免許を有すること。
- (2) 臨床工学技士免許を取得後、手術室または集中治療部（救急部門含む）の臨床経験が 3 年以上であること。
- (3) 申請する年の 3 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、この法人が主催する周術期管理チームセミナーに 1 回以上の参加実績があること。

(申 請)

第 6 条 管理チーム臨床工学技士の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 受験申請書 1 部
 - (2) 臨床工学技士免許証の写し 1 部
 - (3) 職務経歴書 1 部
 - (4) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し 1 部
- 2 前項第 3 号に掲げる証明は、臨床工学技士長等が発行する職務経歴書とする。
 - 3 管理チーム臨床工学技士の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
 - 4 管理チーム臨床工学技士の審査料（受験料）は 10,000 円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

－2018 年度－

(申請資格)

第 5 条 管理チーム臨床工学技士の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の臨床工学技士免許を有すること。
- (2) 臨床工学技士免許を取得後、手術室、周術期管理センターまたは集中治療部（救急部門含む）の臨床経験が 3 年以上であること。
- (3) 申請する年の 3 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、この法人が主催する周術期管理チームセミナーに 1 回以上の参加実績があること。
- (4) 申請する年の 3 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、日本臨床工学会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナーに 1 回以上の参加実績があること。

(申 請)

第 6 条 管理チーム臨床工学技士の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法で申

請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 受験申請書 | 1部 |
| (2) 臨床工学技士免許証の写し | 1部 |
| (3) 職務経歴書 | 1部 |
| (4) 周術期管理チームセミナー受講証明書の写し | 1部 |
| (5) 日本臨床工学会または日本臨床工学技士会主催あるいは共催の指定セミナー参加証明書の写し | 1部 |
- 2 管理チーム臨床工学技士の認定申請は、所定の期間に受け付ける。
- 3 管理チーム臨床工学技士の審査料（受験料）は10,000円とし、申請時に納付する。納入期日迄に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。